

告示

埼玉県選管告示第四十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり所在地の異動の届出があった。

令和五年六月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

	新	旧
施設の開設主体及び名称	医療法人啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘	
所在地	埼玉県所沢市北野三丁目一番地 十六	埼玉県所沢市大字北野二千八百 五十一番地一